

平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

1. 調査の目的

(1) 子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

(2) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(3) 各学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(以下「本調査」という。)

3. 調査の対象とする児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年の全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年

イ 中学校調査

中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年

ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査(以下、「実技調査」という。測定方法等は新体力テストと同様)

(ア) 小学校調査では、以下の種目を実施する。

[8種目] 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(イ) 中学校調査では、以下の種目を実施する。

[8種目] 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

(※ 持久走か20mシャトルランのどちらかを選択)

イ 質問紙調査

運動習慣、生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という。)を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における体育、保健体育の指導及び特別活動等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という。)を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技調査実施期間

平成21年4月から7月末までの期間に実施する。

イ 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

(2) 学校質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする。(公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙2、別紙3、別紙4)

(1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等(以下「参加主体」という。)の協力を得て実施する。なお、事業の一部(調査票の配送・回収、調査結果の集計、参加主体への提供作業等)は、文部科学省が民間機関に委託して実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して必要な指導・助言・連絡等を行うなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して必要な指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言に基づき調査にあたる。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の回収

学校は、児童生徒に対する調査結果及び学校質問紙調査を、文部科学省が委託した民間機関に送付する。

なお、児童生徒に対する調査結果の回収については、原則として実技調査の全種目及び児童生徒質問紙調査の全項目を実施したものを対象とする。

(2) 調査結果の集計

小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、以下の事項を集計する。

ア 実技調査の結果について

(ア) 各種目等の平均値、標準偏差等

(イ) 各種目等に関する分布の状況等

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について

(ア) 各項目の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析

(エ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と学校質問紙調査の各項目の回答状況との相関関係の分析

(3) 調査結果の公表

文部科学省は以下のア～エについて、(2)に掲げる調査結果を公表する。

ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

- ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村、又はへき地）における公立学校全体の状況
- エ その他、本調査の目的の達成に資する分析結果

（４）調査結果の提供

- ア 文部科学省は、以下の調査結果を提供する。
 - （ア）都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び域内の各市町村が設置する各学校の状況に関する調査結果
 - （イ）市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
 - （ウ）学校に対しては、当該学校全体の状況、各児童生徒に関する調査結果
 - （エ）その他、本調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 学校は、各児童生徒に対して、調査結果を提供する。

（５）調査結果の活用

各教育委員会、学校等並びに文部科学省においては、本調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

- ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、子どもの体力向上に向けた取組の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子どもの体力向上施策の改善に取り組むこと。
- イ 各学校においては、児童生徒一人一人への調査結果の提供をとおして、各児童生徒の体力向上や生活習慣等の改善を支援するとともに、子どもの体力向上に向けた取組や体育・健康に関する指導の改善に向けて取り組むこと。
- ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子どもの体力向上に向けた取組及び施策の改善に向けた取組を進めること。
- エ 文部科学省においては、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子どもの体力向上施策に向けた取組及び施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子どもの体力向上に向けた取組及び施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

（６）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、本調査の目的を達成するため、子どもの体力の向上に係る取組及び施策の改善、各児童生徒の体力向上に向けた取組や運動習慣、生活習慣、食習慣等の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に扱うものとする。さらに、過度な競争につながらないようにすること、及び体力は個人の発育発達の状況が大きく関わっていることなどに十分配慮する。

具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

- ア 都道府県教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。
 - なお、例えば、教育事務所単位で公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で公表することは可能であること。
- イ 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにし

た公表は行わないこと。

ウ 学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

エ 各教育委員会が独自に実施する体力・運動能力に関する調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの各教育委員会の判断にゆだねられること。

8. 調査実施にあたっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施にあたっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施体制等

本調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、校長を調査責任者とするほか、担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 各教育委員会、学校等においては、本調査の実施にあたって、調査の目的及び内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを利用して子どもの体力向上施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、児童生徒の氏名を取得しない方法による調査の実施等、個人情報の保護に留意すること。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育、保健体育の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

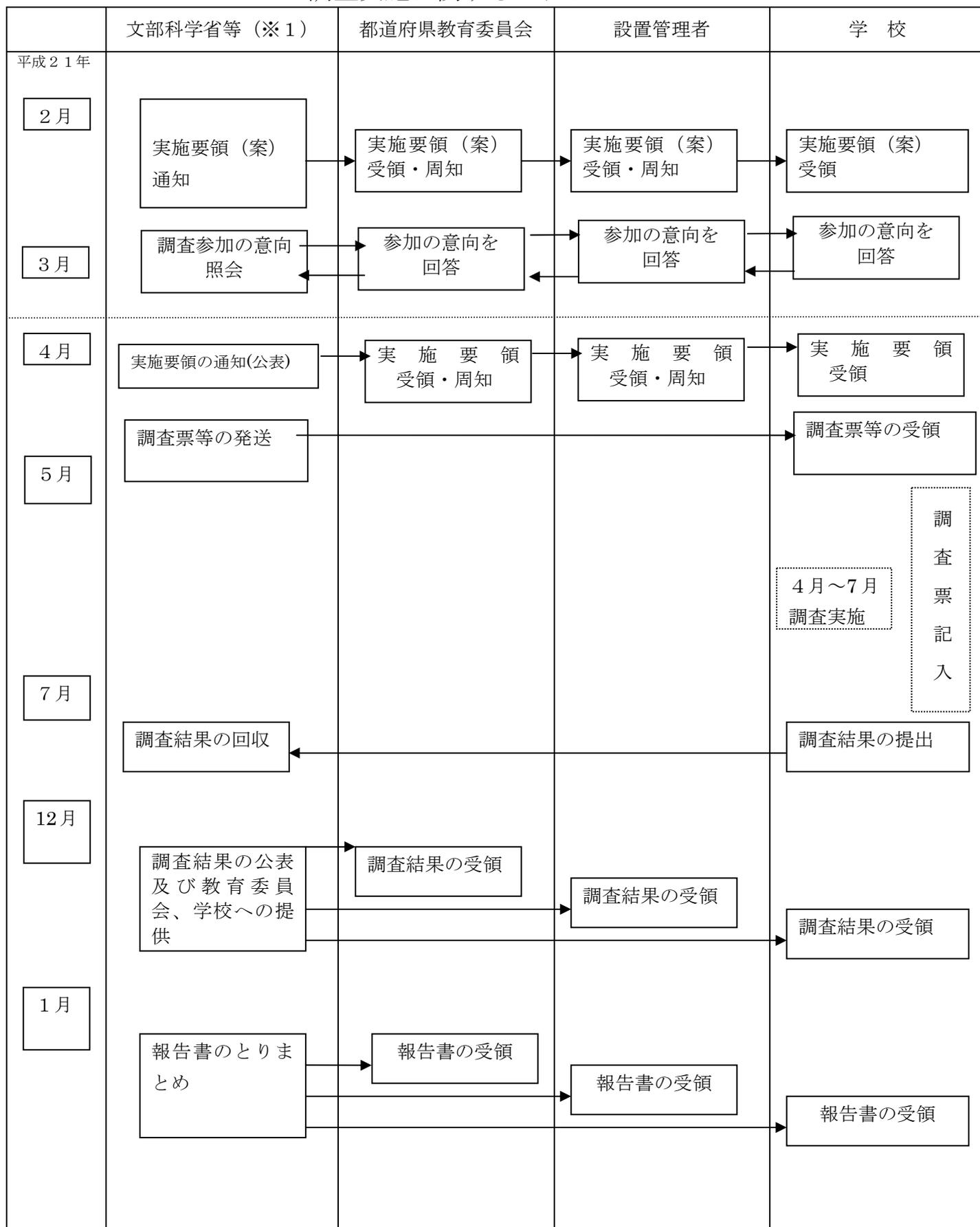
(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ア 実技調査の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意をはらうこと。特に、医師から運動を禁止または制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- イ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ウ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

(5) 調査により得られる調査結果の取扱い

- ア 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。
 - ・これが一般的に公開されることになると、過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- イ 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く調査結果について、上記を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、適切に対応する必要があること。

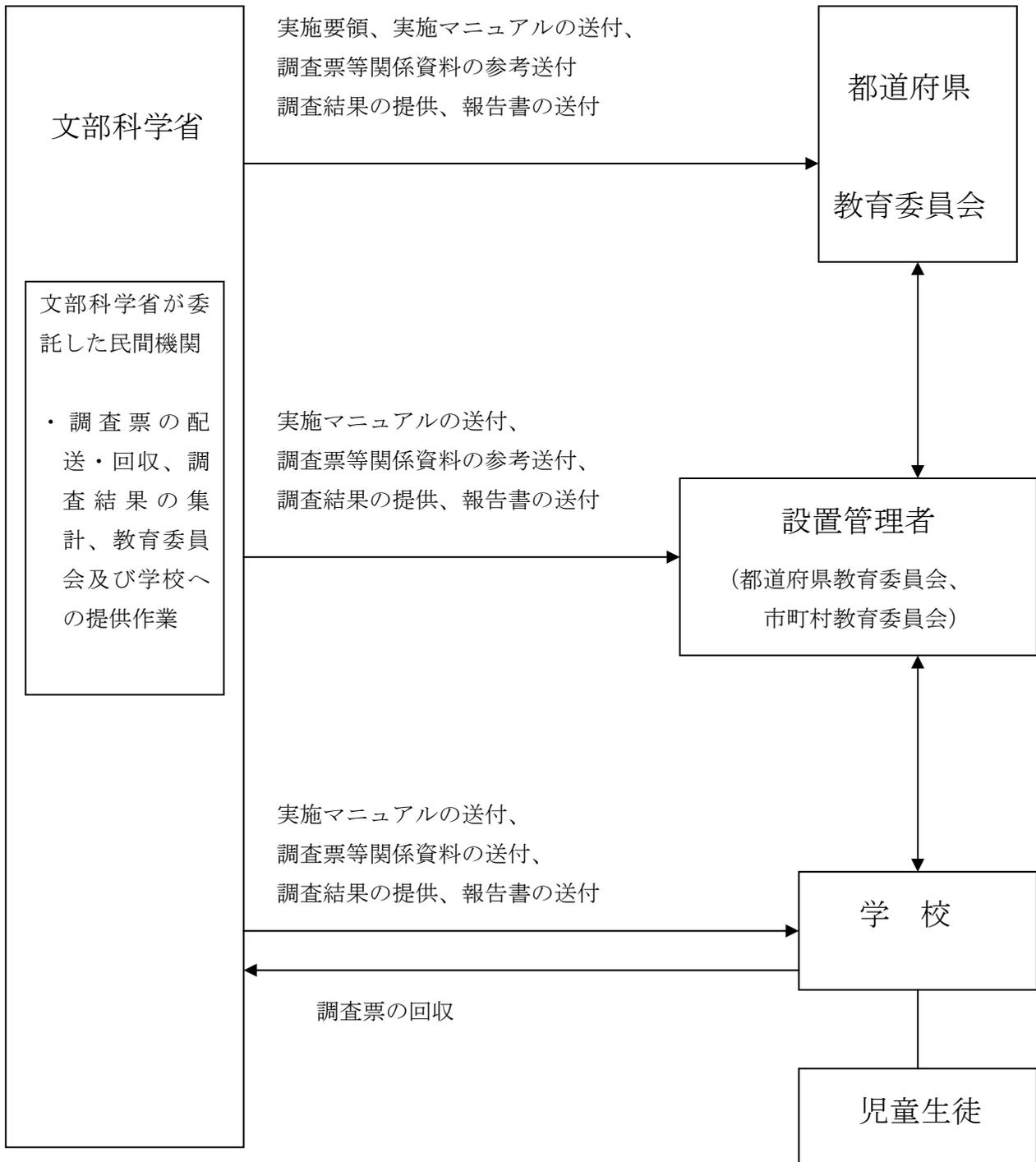
調査実施に関するスケジュール



※1 文部科学省等には、文部科学省が委託した民間機関を含む

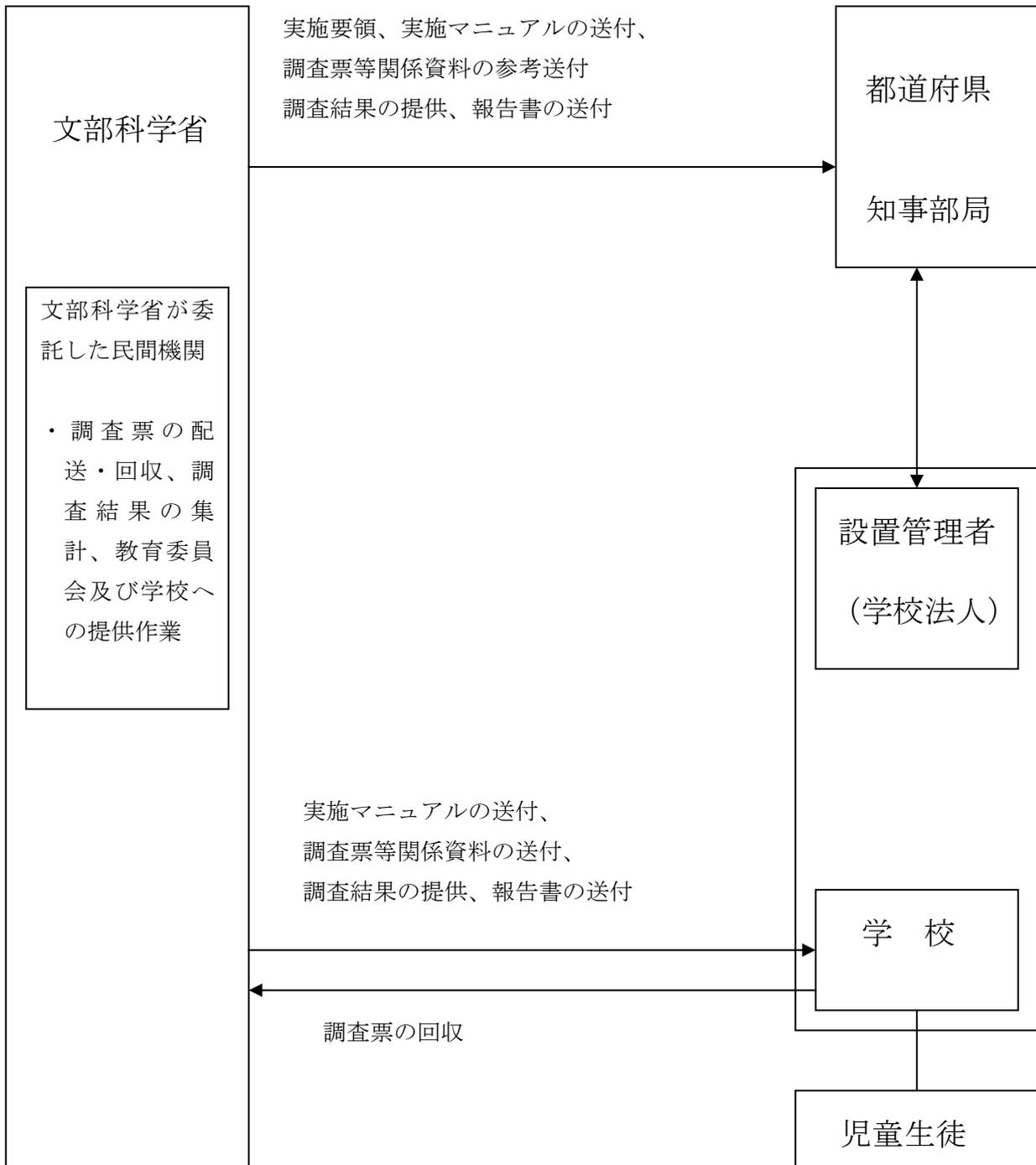
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立大学法人学校】

国立大学法人学校において実施する場合、本調査は、次のような系統で行う。

